

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六一三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月三十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六一三―五一

人事院規則一六一三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六一三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる</p>	<p>(奨学援護金の支給)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>第十六条 奨学援護金の額は、次の各号に掲げる</p>

額の合計額とする。

一 (略)

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万六千円

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設

額の合計額とする。

一 (略)

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者にあつては、一人につき月額二万一千円

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（人事院が定める者に限る。）若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設

における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額三万三千円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年
若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程
若しくは専攻科に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号に規定する者を除く。）若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者
若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に規定する者を除く。）
にあつては、一人につき月額三万九千円

における教育訓練等を受ける者（人事院が定める者に限る。）にあつては、一人につき月額二万円

四 大学、高等専門学校の第四学年、第五学年
若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程
に在学する者又は公共職業能力開発施設における職業訓練を受ける者（前号に規定する者を除く。）
若しくは職業能力開発総合大学校における職業訓練を受ける者若しくは公共職業能力開発施設等に準ずる施設における教育訓練等を受ける者（前号に規定する者を除く。）
にあつては、一人につき月額三万九千円

(就労保育援護金の支給)

第十八条 (略)

2 (略)

3 就労保育援護金の額は、保育所等に預けられている者(以下「保育児」という。)一人につき月額一万三千円とする。

4 (略)

(就労保育援護金の支給)

第十八条 (略)

2 (略)

3 就労保育援護金の額は、保育所等に預けられている者(以下「保育児」という。)一人につき月額八千円とする。

4 (略)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。